

# 12月定例会

全議案原案のとおり決定

12月定例会は、12月8日から22日までの15日間にわたって開かれました。初日は、人権擁護委員候補者の推薦について採決を行い、同意しました。

このほか市長提出議案は、「三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定」などの条例案件、「金子新田会館」などの指定管理者の指定や「大崎小学校舎棟大規模改修建築本体1期工事」の工事請負契約の締結、図書館等複合施設建設事業に係る旧三条小学校解体工事費について国の交付金の交付決定が遅延したことに伴う減額のほか、障がい児通所支援に係る給付に要する経費や人事院勧告等を考慮した議会議員の期末手当並びに特別職および一般職の職員の給与の改定に伴う増額などを盛り込んだ「平成29年度三条市一般会計補正予算」など22件が上程されました。

これらの議案は、各常任委員会での審査を経て、最終日の採決の結果、全て原案のとおり可決、同意または承認しました。

議案	区分	番号	件名	概要	審査した委員会	会派名 (下段は所属議員数)					議決結果	
						自由クラブ	新しい風	自民クラブ	日本共産党議員団	公明党議員団		市民の会
その他	議第14号		大崎小学校校舎棟大規模改修建築本体1期工事請負契約の締結について	屋上防水改修、建具改修、外壁改修、内装改修等 契約金額 1億6,308万円 契約者 桑原・岡田特定共同企業体	総務文教常任委員会	○	○	○	○	○	○	同意
	議第15号		平成29年度三条市一般会計補正予算	図書館等複合施設建設事業に係る旧三条小学校解体工事費について国の交付金の交付決定が遅延したことに伴い減額するほか、障がい児通所支援に係る給付費、人事異動や退職等に伴う職員人件費の調整、新最終処分場の整備に係る債務負担行為などについて、必要な予算措置を行うもの 補正額 △150万4,000円 補正後の額 486億4,526万円	総務文教常任委員会 市民福祉常任委員会 経済建設常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第16号		平成29年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算	平成30年4月からの国民健康保険制度改正に併せて、保険税の普通徴収に係る仮算定による徴収を廃止することから、改正の概要および仮算定による徴収の廃止について被保険者へ周知する経費を措置するもの 補正額 120万5,000円 補正後の額 109億4,891万7,000円	市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
予算	議第17号		平成29年度三条市介護保険事業特別会計補正予算	平成30年4月施行予定の介護保険制度改正に係る介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し等に対応するため、介護保険システムの改修に要する経費を措置するもの 補正額 129万5,000円 補正後の額 98億5,816万9,000円	市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第18号		三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	平成29年8月8日の人事院勧告および同年10月12日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、議会議員の期末手当について、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日等	総務文教常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第19号		三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	平成29年8月8日の人事院勧告および同年10月12日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、特別職および一般職の職員の給与について、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日等	総務文教常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
報告	報第1号		専決処分報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	交通事故による物的損害について、損害賠償の額を決定し、および和解するもの 損害賠償の額 74万5,135円 専決処分日:平成29年11月13日	経済建設常任委員会	○	○	○	○	○	○	承認
	報第2号		専決処分報告について(平成29年度三条市一般会計補正予算)	衆議院の解散に伴い行われる衆議院議員総選挙に係る準備および投票事務に要する経費等について、必要な予算措置を行ったもの 補正額 3,755万1,000円 補正後の額 486億4,676万4,000円 専決処分日:平成29年9月28日	総務文教常任委員会	○	○	○	○	○	○	承認
	人事	諮第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	人権擁護委員安井綾子さん、村田洋子さん、丸山澄枝さんおよび目黒正雄さんは、平成30年3月31日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として、村田洋子さん、目黒正雄さん、中村哲夫さんおよび佐藤春さんを推薦するもの 任期:3年		○	○	○	○	○	○	同意



## 会派所属議員

自由クラブ	○阿部銀次郎 久住 久俊 佐藤 和雄 下村 喜作 熊倉 均 武石 栄二 森山 昭 野崎 久雄
新しい風	○岡田 竜一 高坂登志郎 杉井 旬 名古屋 豊 酒井 健 河原井拓也
自民クラブ	○西川 重則 横山 一雄 佐藤 宗司 山田 富義
日本共産党議員団	○小林 誠 武藤 元美 坂井 良永
公明党議員団	○野崎 正志 笹川 信子
市民の会	○長橋 一弘 伊藤 得三

※○: 会派の代表者

## 議案賛否一覧表

○: 議案に対して賛成 ×: 議案に対して反対

議案	区分	番号	件名	概要	審査した委員会	会派名 (下段は所属議員数)					議決結果	
						自由クラブ	新しい風	自民クラブ	日本共産党議員団	公明党議員団		市民の会
<b>(市長提出)</b>												
条例	議第1号		三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業者に対して固定資産税を課税免除することに必要事項を定めるため、本条例を制定するもの 施行期日:公布の日	経済建設常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第2号		三条市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例の制定について	工場立地法の規定に基づき、同法の規定により公表された緑地面積率等に係る準則に代えて適用すべき準則を定めるため、本条例を制定するもの 施行期日:公布の日	経済建設常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第3号		三条市国民健康保険税条例の一部改正について	国民健康保険の財政運営主体が県に移行することに併せて、国民健康保険税の賦課額を被保険者にとって分かりやすいものとするともに、事務の簡素化を図るため、普通徴収に係る仮算定による徴収を廃止することから、必要な改正を行うもの 施行期日:平成30年4月1日	市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第4号		三条市営住宅条例の一部改正について	公営住宅法の一部改正により認知症患者等の入居者の収入申告義務の緩和が行われたこと、また、老朽化により八珍耐共同住宅および藤平住宅を廃止することから、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日等	市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第5号		三条市八木ヶ鼻温泉保養交流施設条例等の一部改正について	利用者の利便性の向上および受益者負担の適正化を図るため、公の施設料金を全日均一の1時間単位の設定とすることから、必要な改正を行うもの 施行期日:平成30年4月1日	総務文教常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第6号		三条市うるおい広場条例の廃止について	三条市うるおい広場は、社会体育施設の適切な維持管理と利便性の向上を図るための大崎山公園テニスコートの改修に伴い、施設集約の観点から廃止するもの 施行期日:平成30年4月1日	市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
その他	議第7号		三条市金子新田会館の指定管理者の指定について	三条市金子新田会館の指定管理者として、三条中小企業共同工場協同組合連合会を指定するもの 指定の期間:平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	経済建設常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第8号		三条市下田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について	三条市下田地域交流拠点施設の指定管理者として、株式会社下田郷開発を指定するもの 指定の期間:平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	経済建設常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第9号		三条市白鳥の郷公園の指定管理者の指定について	三条市白鳥の郷公園の指定管理者として、森町ヒメサユリの小径・白鳥の郷運営委員会を指定するもの 指定の期間:平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	経済建設常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第10号		三条市総合運動公園の指定管理者の指定について	三条市総合運動公園の指定管理者として、株式会社丸富を指定するもの 指定の期間:平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第11号		三条市井栗公民館及び三条市井栗公民館旭分館の指定管理者の指定について	三条市井栗公民館および三条市井栗公民館旭分館の指定管理者として、いぐりわかふじコミュニティを指定するもの 指定の期間:平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第12号		三条市栄体育館等8施設の指定管理者の指定について	三条市栄体育館等8施設の指定管理者として、一般社団法人三条市体育協会を指定するもの 指定の期間:平成30年4月1日から平成35年3月31日まで *施設内訳 三条市栄体育館、三条市大面体育館、三条市下田体育館、ウェルネスしただ、三条市栄野球場、三条市下田野球場、三条市直江テニスコートおよび三条市下田郷資料館	市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第13号		市道路線の認定及び変更について	認定路線 3路線 実延長 659.5m 変更路線 1路線 実延長(増加分) 206.5m	経済建設常任委員会	○	○	○	○	○	○	原案可決	

▶3ページへ続く